

## 審議事項 第2号

---

### 会議の運営について

## 会議の運営について

### 1 会議の公開について

審議事項	事務局案
(1) 会議の公開・非公開	旭川市市民参加推進条例第13条（附属機関の会議の公開等）により公開とする。ただし、旭川市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合は非公開とする。

### 2 会議を公開する場合の傍聴について

審議事項	事務局案
(1) 傍聴者の定員	開催場所のスペースに応じてその都度定める。
(2) 傍聴者の受付	電話による予約や申請を要しないものとし、受付時間をあらかじめ周知する。
(3) 定員を超えた場合の取扱い	先着順により傍聴者を決定する。
(4) 傍聴される方への注意事項	別紙のとおり
(5) 傍聴者からの発言の申出	認めない。

### 3 会議の記録の作成、公表について

審議事項	事務局案
(1) 発言内容の記載方法	要点記録方式とする。
(2) 発言者の記載	匿名（A, B, C）で記載する。
(3) 会議記録の確認方法	案文を郵送等により示し、一定期間内に異議があれば、連絡する方法により確認する。
(4) 会議記録の公表内容	
ア 会議を公開した場合	(3)による確認後、速やかに公表する。
イ 会議を非公開とした場合	開催日時、出席者、議題等についてのみ公表する。

## 傍聴される方への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。  
これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、電源を必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー、ボイスレコーダー等の使用は、御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 5 委員等の発言に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 新聞又は書籍の類を閲覧することは、御遠慮ください。
- 7 飲食及び喫煙は、御遠慮ください。
- 8 入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴は、お断りいたします。
- 10 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

※なお、本運営協議会の会議は、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当するおそれがあるときは、非公開としますので御了承ください。

